

新旧対照表

○神奈川県建築基準条例

新		旧	
<p>第1条～第4条の2（略） （敷地と道路との関係）</p> <p>第5条 学校、体育館、病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）、物品販売業を営む店舗、マーケット、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、<u>政令第19条第1項に規定する児童福祉施設等</u>（第15条において「児童福祉施設等」という。）、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合には、その用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この条において同じ。）が100平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものの敷地は、次の表に掲げる長さ以上道路に接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で知事が安全上支障がないと認めて許可したものについては、この限りでない。</p>		<p>第1条～第4条の2（略） （敷地と道路との関係）</p> <p>第5条 学校、体育館、病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）、物品販売業を営む店舗、マーケット、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、<u>児童福祉施設等</u>、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合には、その用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この条において同じ。）が100平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものの敷地は、次の表に掲げる長さ以上道路に接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で知事が安全上支障がないと認めて許可したものについては、この限りでない。</p>	
その用途に供する部分の床面積の合計	敷地が道路に接する長さ	その用途に供する部分の床面積の合計	敷地が道路に接する長さ
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	3メートル	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	3メートル
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	4メートル	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	4メートル
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	5メートル	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	5メートル
<p>第6条～第10条（略） （教室等の出口）</p> <p>第11条 <u>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園</u>の用途に供する建築物の教室その他幼児、児童又は生徒が使用する居室で、床面積が50平方メートルを超えるものは、廊下、広間の類又は屋外に直接通ずる出口を2以上設けなければならない。 （木造の校舎と隣地境界との距離）</p> <p>第12条 学校の用途に供する木造建築物等（その主要構造部の政令第109条の4に規定する部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られた<u>建築物</u>をいい、耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。以下同じ。）にあつては、その主要な建築物の外壁と隣地境界線との距離は、3メートル以上としなければならない。ただし、知事がその規模、構造又は周囲の状況により避難上及び消火上支障がないと認めて許可</p>		<p>第6条～第10条（略） （教室等の出口）</p> <p>第11条 <u>小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校又は幼稚園</u>の用途に供する建築物の教室その他幼児、児童又は生徒が使用する居室で、床面積が50平方メートルを超えるものは、廊下、広間の類又は屋外に直接通ずる出口を2以上設けなければならない。 （木造の校舎と隣地境界との距離）</p> <p>第12条 学校の用途に供する木造建築物等（その主要構造部の政令第109条の4に規定する部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られた<u>もので</u>、耐火建築物及び準耐火建築物を除く。以下同じ。）にあつては、その主要な建築物の外壁と隣地境界線との距離は、3メートル以上としなければならない。ただし、知事がその規模、構造又は周囲の状況により避難上及び消火上支障がないと認めて許可した場合には、この限りでない。</p>	

新	旧
<p>した場合には、この限りでない。</p> <p>第13条～第14条（略） （寄宿舎等の廊下の幅）</p> <p>第15条 寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等（<u>幼保連携型認定こども園を含む。以下この条において同じ。</u>）の用途に供する木造建築物等の階で、その階における居室（寄宿舎又は児童福祉施設等にあつては寝室、下宿にあつては宿泊室をいう。以下この条及び次条において同じ。）の床面積の合計が100平方メートルを超えるものの共用の廊下の幅は、次に掲げる数値以上としなければならない。</p> <p>（1）（略） （2）（略）</p> <p>第16条～第29条（略） （マーケットの売場に附属する住宅）</p> <p>第30条（略）</p> <p>2 マーケットの用途に供する建築物に住戸を設ける場合には、その住戸の部分を共同住宅の用途に供する建築物とみなして、<u>第13条並びに第17条第1項及び第3項の規定を準用する。</u></p> <p>第31条～第42条（略） （主階が避難階以外の階にある興行場等）</p> <p>第43条（略）</p> <p>2（略） 3（略）</p> <p>4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物は、<u>耐火建築物、法第27条第1項の規定に適合する建築物（その主要構造部の性能が政令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。）又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。</u></p> <p>第44条～第52条の8（略） （容積率）</p> <p>第52条の9（略）</p> <p>2（略） 3（略） （1）（略） （2）（略） （3）（略）</p> <p>4 <u>前項第1号の延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。</u></p> <p>（1）<u>自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次項において「自動車車庫等部分」という。）</u></p> <p>（2）<u>専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次項において「備蓄倉庫部分」という。）</u></p> <p>（3）<u>蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次項において「蓄電池設置部分」という。）</u></p>	<p>第13条～第14条（略） （寄宿舎等の廊下の幅）</p> <p>第15条 寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等の階で、その階における居室（寄宿舎又は児童福祉施設等にあつては寝室、下宿にあつては宿泊室をいう。以下この条及び次条において同じ。）の床面積の合計が100平方メートルを超えるものの共用の廊下の幅は、次に掲げる数値以上としなければならない。</p> <p>（1）（略） （2）（略）</p> <p>第16条～第29条（略） （マーケットの売場に附属する住宅）</p> <p>第30条（略）</p> <p>2 マーケットの用途に供する建築物に住戸を設ける場合には、その住戸の部分を共同住宅の用途に供する建築物とみなして、<u>第13条、第17条第1項及び第3項並びに第18条の規定を準用する。</u></p> <p>第31条～第42条（略） （主階が避難階以外の階にある興行場等）</p> <p>第43条（略）</p> <p>2（略） 3（略）</p> <p>4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物は、<u>耐火建築物としなければならない。</u></p> <p>第44条～第52条の8（略） （容積率）</p> <p>第52条の9（略）</p> <p>2（略） 3（略） （1）（略） （2）（略） （3）（略）</p> <p>4 <u>前項第1号の延べ面積には、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積は、算入しない。</u></p>

新	旧
(4) <u>自家発電設備を設ける部分</u> (次項において「 <u>自家発電設備設置部分</u> 」という。)	
(5) <u>貯水槽を設ける部分</u> (次項において「 <u>貯水槽設置部分</u> 」という。)	
5 <u>前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物の各階の床面積の合計の和)に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。</u>	5 <u>前項の規定は、同項に規定する専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物の各階の床面積の合計の和)の5分の1を限度として適用するものとする。</u>
(1) <u>自動車車庫等部分 5分の1</u>	
(2) <u>備蓄倉庫部分 50分の1</u>	
(3) <u>蓄電池設置部分 50分の1</u>	
(4) <u>自家発電設備設置部分 100分の1</u>	
(5) <u>貯水槽設置部分 100分の1</u>	
第52条の10～第54条(略)	第52条の10～第54条(略)
(仮設建築物に対する制限の緩和)	(仮設建築物に対する制限の緩和)
第55条 法第85条第5項に規定する仮設建築物については、第3条から第5条まで、第17条、第21条、第26条、第3章第6節、 <u>第48条第1項から第3項まで、第49条から第51条の2まで、第3章の2及び第3章の3の規定は、適用しない。</u>	第55条 法第85条第5項に規定する仮設建築物については、第3条から第5条まで、第17条、 <u>第18条、第21条、第26条、第3章第6節、第49条から第51条の2まで及び第3章の2及び第3章の3の規定は、適用しない。</u>
(既存建築物に対する制限の緩和)	(既存建築物に対する制限の緩和)
第56条 法第3条第2項の規定により、第4条、第5条、第15条、第16条の2、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第31条から第39条まで、第49条又は第50条の規定の適用を受けない建築物に係る当該建築物の主たる用途に供する部分以外の部分で、その床面積の合計が50平方メートル以内の増築又は改築については、これらの規定は、適用しない。	第56条 法第3条第2項の規定により、第4条、第5条、第15条、第16条の2、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第31条から第39条まで、 <u>第45条、第49条又は第50条の規定の適用を受けない建築物</u> に係る当該建築物の主たる用途に供する部分以外の部分で、その床面積の合計が50平方メートル以内の増築又は改築については、これらの規定は、適用しない。
2 (略)	2 (略)
3 法第3条第2項の規定により、第4条、第5条、第12条、第13条、第15条、第16条の2、第19条、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第29条から第39条まで、第43条、 <u>第48条から第50条まで又は第52条の9の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替えについては、これらの規定は、適用しない。</u>	3 法第3条第2項の規定により、第4条、第5条、第12条、第13条、第15条、第16条の2、第19条、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第29条から第39条まで、 <u>第45条、第48条から第50条まで又は第52条の9の規定の適用を受けない建築物</u> に係る大規模の修繕又は大規模の模様替えについては、これらの規定は、適用しない。
4 (略)	4 (略)
5 (略)	5 (略)
6 (略)	6 (略)
第57条～第58条(略)	第57条～第58条(略)
(罰則)	(罰則)
第59条 第2条の3、第3条第1項若しくは第3項、第4条、第5条、第9条、第11条から第13条まで、 <u>第15条から第17条まで、第19条から第23条まで、第24条第1項若しくは第2項、第25条、第26条第1項、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第3項若しくは第4項、第33条、第34条、第35条第1項から第3項まで、第36条第1</u>	第59条 第2条の3、第3条第1項若しくは第3項、第4条、第5条、第9条、第11条から第13条まで、 <u>第15条から第23条まで、第24条第1項若しくは第2項、第25条、第26条第1項、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第3項若しくは第4項、第33条、第34条、第35条第1項から第3項まで、第36条第1項、第3項若しくは第4</u>

新	旧
<p>項、第3項若しくは第4項、第37条から第39条まで、<u>第41条、第43条第2項若しくは第4項、第46条、第48条第1項若しくは第4項、第49条、第50条第1項、第51条、第51条の2、第52条の6、第52条の7、第52条の9第1項若しくは第2項、第52条の10第1項若しくは第2項、第52条の11第1項、第52条の12第1項又は第52条の13第1項の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された法第98条第1項第2号に規定する認定建築材料等（以下この項において「認定建築材料等」という。）の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用い</u>ないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においてはその建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>項、第37条から第41条まで、第43条第2項若しくは第4項、<u>第45条、第46条、第48条第1項若しくは第4項、第49条、第50条第1項、第51条、第51条の2、第52条の6、第52条の7、第52条の9第1項若しくは第2項、第52条の10第1項若しくは第2項、第52条の11第1項、第52条の12第1項又は第52条の13第1項の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用い</u>ないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。</p>
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)